

保険料均等割軽減対象の拡大

1 内容

均等割額の5割軽減および2割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基準を改める。

(1) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「 $330,000 \text{円} + 245,000 \text{円} \times \text{被保険者数}$ 」から「 $330,000 \text{円} + 260,000 \text{円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

(2) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「 $330,000 \text{円} + 450,000 \text{円} \times \text{被保険者数}$ 」から「 $330,000 \text{円} + 470,000 \text{円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

2 現行と改正後のイメージ

【世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（10歳・収入なし）の場合】

